

# 日本ポリエチレン製品工業連合会 会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は日本ポリエチレン製品工業連合会と称する。
- 第2条 本会は全国のポリエチレン等製品に関する日本ポリエチレン重包装袋工業会・日本ポリエチレンラミネート製品工業会・日本ポリエチレンブロー製品工業会及び日本フラットヤーン工業組合相互の緊密な連繋並びに親睦を図ると共に、斯業の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は東京都に置き、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 会 員

- 第4条 本会の会員を正会員及び特別会員とする。
2. 正会員は第2条の3工業会及び1工業組合を会員とする。
  3. 特別会員はポリエチレン等原料製造業者並びにポリエチレン工業と密接な関連を有する法人並びにポリエチレンに関連ある事業を営む法人とする。
- 第5条 本会に特別会員として入会しようとするものは、入会申込書を提出し理事会の承認を得るものとする。
- 特別会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

## 第3章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1名  |
| 副 会 長 | 3名  |
| 理 事   | 若干名 |
| 監 事   | 若干名 |
2. 理事及び監事は総会に於いて正会員である3工業会及び1工業組合の役員から別に定めるところにより選任する。
- 但し、理事の内1名を専務理事として、会員外から選任することができる。
3. 会長及び副会長は理事会の互選によって選任する。
  4. 専務理事は理事会の同意を得て会長がこれを任免する。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
  3. 理事は重要事項の審議に当たるものとする。
  4. 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の議を経て事務局を総括し、会務を処理する。
  5. 監事は本会の財務を監査する。
- 第8条 役員選任は2ヶ年とし、再任を妨げない。
2. 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局に関し必要な規定は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

#### 第4章 会 議

第11条 会議は総会及び理事会とし、第2条の目的を達成するため開催する。

第12条 総会は理事及び監事並びに正会員の総会代表を以て構成する。

総会代表は別に定めるところにより選任する

第13条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年6月末までに、臨時総会は必要に応じて理事会の議を経て、会長これを招集する。

又3分の1以上の役員が要求ある場合は、臨時総会を開く事が出来る。

総会には役員選任・経費の予算・決算・事業の計画及び報告その他重要事項を附議する。

第14条 総会は過半数の出席を以て成立し、出席人員の過半数を以て決する。

第15条 総会の議長は会長が当たる。

第16条 理事会は理事を以て構成し、必要に応じて会長これを招集する。

2. 理事会は重要事項の審議の外、総会附議事項を審議する。

3. 理事会の議長は会長が当たる。

4. 理事会は過半数の出席を以て成立し、出席人員の過半数を以て決する。

第17条 本会の目的を達成するため必要に応じて、部会・委員会等を設けて特別に調査審議することができる。

#### 第5章 財 務

第18条 本会の経費は入会金・会費及び寄付金を以てする。

第19条 本会の入会金及び会費は別に定めるところによる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

第21条 監事は決算報告書を監査し、意見を附して会長に報告しなければならない。

第22条 本会を退会しようとする時は、書面にて、その旨を会長に届けなければならない。

#### 附 則

第23条 本会の改廃・変更は、理事会に於いて決議した後、総会に於いて決するものとする。

本会則は平成22年4月1日よりこれを施行する。

・昭和45年10月1日 改編制定

・平成18年4月1日 改定

・平成19年4月1日 改定

・平成22年4月1日 改定